

住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (10月1日(土)・郡山市労働福祉会館)

10月1日(土)に郡山市労働福祉会館で行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。
なお、説明会における回答内容に一部補足をして掲載しています。

Q1 事故前に、移住を余儀なくされた区域以外（居住制限区域又は避難指示解除準備区域（大熊町・双葉町を除く））に住んでいた場合、移住が合理的であれば、「移住にかかる賠償」を選択可能とのことだが、移住が合理的と認められない場合はあるのか。

※「住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答（9月25日（日）・原町生涯学習センター）」の**Q4**と同様の質問。

A1 請求書で合理的な理由があると申告していただければ、それを尊重します。【資料1_P6】【資料3_P11】

Q2 住居確保損害の賠償について、対象となる諸費用の内容を教えて欲しい。

A2 諸費用は、消費税や不動産取得税などの税金関連費用、各種登記費用、設計管理料や建築確認費用などの建築関連費用等を対象としてあらかじめ算定させていただいている。具体的な内容は請求書解説でもご案内しているのでご確認をお願いします。

Q3 居住制限区域や避難指示解除準備区域（大熊町及び双葉町を除く）における「移住が合理的な方」の宅地の再取得費用の賠償可能額の算定は、移住を余儀なくされた区域の賠償可能額に75%を掛けた額としているが、請求書の賠償可能額には、その金額が記載されているのか。

A3 記載されています。

以上